

総務教育常任委員会資料

(平成21年12月14日)

〔件名〕

- ・不正経理外部通報窓口の設置について【行政監察室】・・・・・・・・・・1

行政監察監

不正経理外部通報窓口の設置について

県における適正な会計処理の確保に資するため、県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報窓口を設置しました。

1 外部通報窓口の概要

- (1) **通報対象者** 県職員以外の者
(県職員による内部通報は、既設の「業務改善ヘルプライン」制度で対応)
- (2) **通報内容**
 - ・ 県の機関における架空購入その他物品調達に係る経理上の不正若しくは不当な行為
 - ・ 外部通報をしたことが原因と思われる嫌がらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱い
- (3) **通報方法**
 - ・ 電子メール、書面、ファクシミリ、電話又は口頭
 - ・ 顕名を原則とするが、匿名でも必要に応じて調査対応

通報窓口：行政監察監行政監察室（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）
電話番号：0857-26-7825
ファクシミリ：0857-26-8142
Eメール：helpline@perf.tottori.jp

- (4) **調査**
 - ・ 調査は、行政監察室・会計管理者が実施。
 - ・ 調査に当たっては通報者が特定されないように配慮し、そのおそれがある場合は調査方法についてあらかじめ通報者と協議する。
また、取引業者等県以外の者の協力が必要な場合は、あらかじめその同意を得る。
 - ・ 調査の結果は知事及び通報者に報告するとともに、必要に応じて関係機関に所要の改善を求める。
- (5) **通報者の保護**
 - ・ 県は、不正経理に関与した者が自主的に外部通報をしてきた場合には、当該関与を理由に行う指名停止等に当たっては、自主的に外部通報がなされたことを当該指名停止措置等の軽減事由として考慮する。
 - ・ 通報者が外部通報をしたことを理由として、取引業者等から不利益な取扱いを受け、又はそのおそれがある場合には、県は当該取引業者等に不利益な取扱いを行わないよう要請する。
- (6) **公表等**
 - ・ 外部通報窓口の受付件数は、毎年度、県ホームページに掲載して公表。
 - ・ 通報のあった事項の概要、調査結果及び改善措置等は、業務改善ヘルプライン審査会に報告。

2 設置年月日

平成21年12月10日

3 周知方法

- ・ 競争入札参加資格者名簿に登録された県の物品調達に関係する全ての業者にチラシを送付してPR、協力を依頼。
- ・ 県のホームページ（鳥取県物品電子調達ウェブサイト）に関連情報を掲載して、周知PR。

不正経理外部通報処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県における適正な会計処理の確保に資するため、県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報の窓口を設置するとともに、外部通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 県の職員及び県の機関に勤務する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）
- (2) 不正経理 架空の物品購入その他県の物品調達における経理上の不正又は不当な行為
- (3) 外部通報 職員による不正経理に関する職員以外の者からの通報
- (4) 通報者 外部通報を行った者

(外部通報窓口の設置)

第3条 外部通報を受け付ける窓口（以下「外部通報窓口」という。）を行政監察室に設置する。

(対象者)

第4条 外部通報窓口に通報することができる者（以下「対象者」という。）は、職員以外の者とする。

(通報の内容)

第5条 対象者は、次の場合には、外部通報をすることができる。この場合において、他者を誹謗中傷する目的その他の不正の目的で通報してはならない。

- (1) 県の機関において職員による不正経理が行われ、又は行われようとしていると思料するとき。
- (2) 外部通報をしたことが原因であると思料するいやがらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。

(外部通報の方法)

第6条 外部通報は、原則として、顕名により不正経理を行ったとする合理的な根拠等を示した上で行うものとする。ただし、匿名の通報であっても、内容に応じて顕名の場合に準じて取り扱うことができるものとする。

- 2 前項の通報の方法は、電子メール、書面、ファクシミリ、電話又は口頭によるものとする。

(外部通報の受付)

第7条 外部通報の受付は、行政監察監及び主任監察員が行うものとし、通報を受け付けた場合は、その内容を知事に報告するものとする。

- 2 行政監察監は、通報が匿名の場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の予定時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に連絡するものとし、必要に応じて通報者から調査に必要な事項について聞き取りを行うものとする。この場合において、調査を行う旨を通知する際に着手の予定時期を連絡することが困難である場合には、着手の予定時期については後日連絡するものとする。

(調査)

第8条 調査は、原則として行政監察室及び会計管理者が行うものとし、必要に応じて通報者、県以外の者、他の機関等にも協力を求めることができる。この場合において、通報者又は県以外の者の協力が必要と認められるときは、あらかじめ当該県以外の者の同意を得るものとする。

- 2 調査は、外部通報によるものであることを明らかにせず、通報者が特定されないよう調査方法に配慮して行うものとし、調査により通報者が特定されるおそれがある場合には、調査方法等についてあらかじめ通報者と協議するものとする。
- 3 行政監察監は、調査結果を知事に報告するものとする。
- 4 行政監察監は、通報が匿名の場合を除き、通報者に調査結果を連絡するものとし、必要に応じて、調査の進捗状況及び調査に基づく改善状況等を連絡するものとする。

(改善措置)

第9条 行政監察監は、前条の調査に基づき改善が必要であると認める場合は、関係機関に対し改善を求めるものとする。この場合において、外部通報によるものである旨は明らかにしないものとする。

(通報者の保護)

第10条 不正経理に関与している者が、当該事項について自主的に外部通報をしてきた場合には、県は、当該不正経理に関与していることをもって行う指名停止措置（鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号鳥取県出納長通知）第3条の規定により行う指名停止に係る措置をいう。）等の量定の決定に当たっては、自主的に外部通報をしてきたことを軽減事由として考慮するものとする。

2 県は、通報者が外部通報をしたことを理由として県の取引業者その他県以外の者から不利益な取扱いを受け、又はそのおそれがあると認められる場合には、当該県以外の者に対し不利益な取扱いを行わないよう要請するものとする。

(秘密の保持)

第11条 行政監察室及び会計管理者は、第8条第1項の規定により他の機関等及び県以外の者に協力を求める場合を除き、外部通報の内容、通報者の氏名その他通報者が特定されるおそれのある情報（以下「通報情報」という。）を漏らしてはならない。この場合において、第8条第1項の規定により他の機関等及び県以外の者に協力を求める場合には、通報情報については、協力を求められた機関等及び県以外の者における調査に必要な場合を除き、漏らしてはならないものとする。

2 行政監察室及び会計管理者は、第8条第1項の規定による協力を求めた機関等及び県以外の者に対し、通報情報を漏らさないよう要請するものとする。

(文書の保管等)

第12条 通報の原文その他通報者の特定につながるおそれのある文書は、主任監察員が適切な方法で保管及び管理をするものとする。

(審査会)

第13条 行政監察室は、外部通報窓口に通報のあった事項の概要、当該事項に対する対応等について、業務改善ヘルプライン審査会要領（平成17年7月5日付第2000500017354号鳥取県知事通知）に基づく業務改善ヘルプライン審査会に報告するものとする。

(公表)

第14条 行政監察室は、毎年度の受付件数をホームページに掲載して公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。